

平成23年度全衛連事業計画

I 事業運営の基本方針

全衛連は、労働衛生機関、健康診断機関のサービス品質の維持・向上を目的として、総合精度管理事業、労働衛生サービス機能評価事業、教育研修事業、そして昨年度よりメンタルヘルスサービス事業を新たに加え事業展開してきた。平成23年度の事業の運営に当たっては、この4事業の更なる充実を目指し、次の基本方針に従って実施することとする。

第一は、調査研究・広報事業の充実である。

全衛連の「働く人々の健康管理に関する専門技術の進歩改善を図るとともに、労働衛生思想の普及並びに労働衛生団体の機能の改善向上を促進し、もって、勤労者の健康の増進と国民保健の向上発展に寄与する。」という目的を達成するためには、健康診断の完全実施、健康保持・増進、産業保健の向上等に係るメッセージを広く社会に発信し続けるとともに、最新の情報を健康診断機関等に迅速に提供することが最も重要である。

このため、昨年度より実施している「心とからだの健康推進運動」を労働衛生週間準備期間の9月に展開し、事業場における受診率向上と心身両面にわたるトータルな健康づくりの推進を図ることとする。また、広報誌「労働衛生管理」の内容を充実するとともに、専門図書の刊行により労働衛生向上について普及啓発に努める。さらに、ホームページは常に最新の情報に更新するとともに、調査研究成果の全面公開、健康関連情報の掲載拡大に努めることとする。

調査研究については、専門委員会を組織する等して更なる内容の充実を図る。特に、胸部エックス線検査におけるデジタル化の急速な普及に対応した精度管理のあり方、さらには、これまで精度管理調査の対象となっていない腹部超音波検査に係る精度管理について、具体的な実施を視野に仕上げの検討をすることとする。

第二は、評価・認定事業の充実である。

全衛連は、精度の高い信頼できる健康診断の確保、優良な労働衛生機関の育成を図ることを目的として、総合精度管理事業及び労働衛生サービス機能評価事業を実施しているが、引き続き両事業の円滑な実施を図ることとする。特に、労働衛生サービス機能評価事業については、平成23年度より新たな評価基準（チェックリスト）により評価認定が行われるが、この適正実施に努める。

第三は、教育・研修事業の充実である。

高品質の健康診断・労働衛生サービス等を提供するため、健康診断業務に従事する職員の能力向上教育は不可欠であり、平成22年度に大幅な見直しを行った研修体系を踏まえ、引き続き計画的な教育・研修機会の提供に努めることとする。

第四は、現下の産業保健の最大の課題であるメンタルヘルス支援体制の整備である。

全衛連は、昨年度よりメンタルヘルスサービス事業を開始した。現在、厚生労働省においては、

一般定期健康診断に併せて医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認し、必要と認められる者について医師による面接を受けられる仕組み(「新たな枠組み」)について検討されているが、全衛連のメンタルヘルスサービス事業が厚生労働省の検討する「新たな枠組み」のモデルとして定着するよう努力することとし、同サービスを利用する事業場に満足していただけるよう会員機関のサービス提供体制の充実を図ることとする。また、メンタルヘルスサービス事業が適正に実施されるため、サービス提供会員機関に対する指導、情報提供に努めることとするとともに、コンピュータシステムの必要な改修を行うこととする。

第五は、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査・特定保健指導の実施促進である。

特定健康診査・特定保健指導事業については制度開始4年目に入るが、国の平成24年度目標を踏まえ、受診率・実施率の向上に向け、会員機関及び集合契約参加機関の円滑な業務運営のための指導援助、情報提供に努めることとする。

第六は、公益法人制度改革への適切な対応である。

会員機関に係る公益法人制度改革への対応問題については、地方協議会等の機会を通じて情報交換を活発にするほか、認定申請を行おうとする個々の会員機関の相談にきめ細かく対応することとする。

このほか、全衛連の活動基盤整備を図るため、引き続き会員の拡大に努めることとする。とりわけ全国ネットワークを確立すべく無会員地区の解消について積極的に働きかけるほか、賛助会員の拡大についても努力することとする。

II 主要事業の具体的運営方針

1 調査研究・広報事業

(1) 広報活動

ア 平成23年度「心とからだの健康推進運動」の実施

事業場における健康診断受診率向上及びメンタルヘルス対策への取り組み促進を図り、労働者の健康がトータルで確保されるよう、引き続き「心とからだの健康推進運動」を実施する。

イ メンタルヘルスに係る「新たな枠組み」の円滑施行のための情報提供

厚生労働省で検討する「新たな枠組み」（一般定期健康診断に併せて医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認する仕組み）について、改正内容をホームページ、広報誌等を通じて周知する。また、改正内容を分かりやすく示したチラシ等を作成し事業場に配布する。併せて全衛連が実施するメンタルヘルスサービスを周知する。

ウ 広報誌「労働衛生管理」の発行

引き続き最新の健康情報等を提供するとともに、読者の関心の高いテーマを分かりやすく解説する特集等を企画する。

エ 新刊図書の企画等

特殊健康診断実施手技等についての実務解説書を刊行する。このため、編集委員会を設置する。また、胸膜プラーク診断のための参考画像の収集し、教育用資料を作成する。

(2) 調査研究活動

ア 全衛連のメンタルヘルスサービス事業の精度向上及び効果測定のための研究

昨年度よりサービス提供を開始したメンタルヘルスサービス事業の実施状況を踏まえ、メンタルヘルス専門委員会において分析を行い、結果を公表する。また、関係学会等において成果を発表する。

イ 特定保健指導効果測定に関する研究

平成22年度に実施した特定保健指導実施結果（平成21年度）アンケート調査について保健指導研究会において分析を行い、結果を公表する。

ウ デジタル化に対応した胸部エックス線検査精度管理のあり方に関する研究

胸部エックス線検査については、デジタル化に対応した精度管理のあり方について胸部エックス線検査専門委員会において引き続き検討し、平成24年度末を目途に新たな審査基準を確立する。

エ 腹部超音波検査に係る精度管理のあり方に関する研究

精度の高い信頼できる健康診断の確保のため、健康診断項目のうち、精度管理が実施されていない腹部超音波検査について、その具体的な実施に向けて検討する。平成23年度においては日本消化器がん検診学会との関係を図り、学術委員会の下に設置されている超音波検査精度管理調査部会による会員機関を対象とした腹部超音波検査精度管理パイロットスタディ（3年

目)を実施するとともに、精度管理導入について本年度中に結論を得る。

オ 実勢調査の実施

会員機関の健康診断事業の正確な実態把握を目的として実施している実勢調査を引き続き行う。

カ 学術団体等への参加、援助

働く人々の健康保持・増進、産業保健の向上等に関連する学会の会員（日本産業衛生学会、日本産業精神保健学会）となって、全衛連の活動成果について学術発表するほか、研究発表に必要なデータの提供を実施する。また、労働衛生検査の測定技術の維持向上を図るため、引き続き労働衛生検査精度向上研究会の活動に対し、必要な援助を行う。

2 評価・認定事業

(1) 労働衛生サービス機能評価事業

ア 新評価基準（チェックリスト）による評価・認定の実施

平成23年度評価より適用する新チェックリスト（第4回改定）を使用し、適正な評価・認定に努める。

なお、23年度調査より適用されるメンタルヘルスサービスについて評価が適用されることに伴い、労働衛生サービス機能評価委員会において、認定証の表記方法についても本年第1四半期を目途に結論を得る。

イ 特定健康診査・特定保健指導機能の評価

日本医学健康管理評価協議会（日本医師会、日本人間ドック学会、日本総合健康診断学会、全衛連ほか）により取りまとめられる方針に従い、特定保健指導実施施設の評価項目について検討し、追加の評価基準（チェックリスト）を作成する。

なお、同協議会の事業として実施する保健事業における新たな評価手法の開発や学術評価について共同研究を行う。

ウ 評価調査者研修の実施

新チェックリストの円滑実施のため、第3四半期を目途に評価調査者研修会を開催する。

エ 参加施設の拡大

優良な労働衛生機関の育成を図るため、引き続き労働衛生サービス機能評価事業の適正な運営を図る。

なお、参加施設の拡大を図るため、平成22年度に作成した労働衛生サービス機能評価事業紹介パンフレットを未参加施設に送付する等して積極的な参加勧奨を行う。

(2) 総合精度管理事業

ア 平成23年度総合精度管理事業の円滑実施

精度の高い信頼できる健康診断の確保を図るため、引き続き総合精度管理事業の適正な運営

を図る。

なお、参加施設の拡大を図るため、平成22年度に作成した総合精度管理事業紹介パンフレットを未参加施設に送付する等して積極的な参加勧奨を行う。

3 教育・研修事業

ア 平成23年度教育・研修の計画的実施

健康診断業務に従事する職員の能力を向上し、高品質の労働衛生サービスを提供するため、別紙「平成23年度研修計画」に基づき、教育・研修機会の提供に努めることとする。

なお、労働衛生検査専門委員会、臨床検査専門委員会、エックス線写真専門委員会、健康診断業務能力向上委員会、メンタルヘルス専門委員会の連携を強化し、研修カリキュラムを調整する。

イ 特殊健康診断医師研修会の実施

本年度の医師研修会は、有機溶剤、特定化学物質に係る特殊健康診断の実施手技等について研修する。

ウ メンタルヘルス研修会の実施

全衛連メンタルヘルスサービス事業提供機関の増加を踏まえ、平成23年度においては、医師向け研修、保健スタッフ向け研修については、これまでの年1回研修を、各々、初年度研修、初年度修了者研修の2回に分けて実施する。研修は、引き続き日本産業精神保健学会の指導の下実施する。

4 共益事業

(1) メンタルヘルスサービス

ア 全衛連方式メンタルヘルスサービス提供機関の拡大

平成23年度末までにサービス提供機関を70機関以上に拡大することを目標に、会員機関に対して働きかけを行う。

イ 全衛連方式メンタルヘルスサービスの普及

現在、厚生労働省で検討している一般定期健康診断に併せて医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認する仕組み（「新たな枠組み」）と全衛連の提供するメンタルヘルスサービスの比較検討資料（リーフレット）を作成し、「新たな枠組み」を周知するとともに、職場ストレス環境の改善を通じて1次予防を図る全衛連方式のサービスの普及拡大を図る。このため、企業、国、地方公共団体等関係機関に対する周知を図るほか、都道府県産業保健推進センター等に同パンフレットの配置を依頼し、メンタルヘルス対策の実施について企業外労働衛生機関の支援を必要とする事業場に対して直接情報を提供することとする。

ウ メンタルヘルスサービス提供会員機関会議の開催

メンタルヘルスサービスの提供に関して協議を行う会議を第3四半期に開催する。

エ システムの必要な改修

メンタルヘルスサービスコンピュータ処理システムについては、メンタルヘルスサービス提供会員機関会議の意見等を踏まえ、必要な改修を行う。

なお、「新たな枠組み」における問診項目の処理について、全衛連方式メンタルヘルスサービスのコンピュータ処理システムと同一系統で処理できるかについて、厚生労働省の方針が明らかになり次第検討し、会員機関が円滑に対応できるよう努力する。

(2) 特定健康診断集合契約

ア 医療保険者団体との連携

制度開始4年目となる特定健康診査・特定保健指導事業については、国及び医療保険者の平成24年度目標値を踏まえ、受診率・実施率の向上のため医療保険者団体と連携して広報に努める。

イ 集合契約参加機関へのサービス向上

集合契約参加機関の円滑な事業運営のための支援、情報提供に努める。

(3) 公益法人改革関係への対応

ア 組織体制等の整備

公益社団法人移行に伴い、理事会及び各種委員会の所掌その他について検討を行う。

イ 会員機関への支援

公益法人制度改革に関して会員機関からの個別相談に積極的に対応し、必要なアドバイスを実施する。また、会員の認定情報等について会員専用ページを通じて提供する。

(4) 会員サービスの向上

ア 情報提供機能の強化

全衛連ホームページの会員専用ページを活用して全衛連速報を提供するとともに、随時有益情報の迅速な提供に努める。

イ 健康診断ユーザーへのアプローチ

事業場が健康診断実施機関を選定する場合、労働衛生サービス機能評価、総合精度管理調査に参加していることを条件とするよう、平成22年度に作成したユーザー向けパンフレットを活用する等して積極的に働きかける。

(5) 会務運営

ア 総会

社団法人としての決算総会及び公益社団法人としての設立総会を同時開催する。

イ 理事会

四半期ごとの事業執行状況の審議等理事会機能の充実を図る。公益社団法人移行に伴い必要な各種規程類の整備については年度前半までに終える。

ウ 地方協議会

地方協議会の開催に当たっては、全衛連テーマを設定するとともに、幹事機関と連携を密にして地域における情報交換機能の強化を図れるよう会議のあり方を工夫する。

エ 運営研究協議会

第3四半期に全衛連運営研究協議会を開催する。

オ 会員機関の拡大

優良な労働衛生機関を志向する健康診断機関の入会を積極的に促す。特に、全国ネットワークを確立すべく無会員地区の解消について積極的に働きかける。

なお、入会手続きの透明化を図るため、地方協議会の事前審査慣行について再検討する。

(9) 賛助会員等の拡大と連携

賛助会員の拡大のため、賛助会員のサービス等の発表機会の確保等必要な協力・支援を行う。また、全衛連の実施する教育・研修事業において検査機器等を提供していただくメーカー各社に対しても必要な便宜を供与する。

別紙

平成23年度研修計画

1 健康診断技術向上関係

- 医師研修会（有機・特化特殊健康診断）・・・・・・・・・・・・（8月 60人）
- 保健師・看護師等研修会（労働衛生コース）・・・・・・・・・・・・（8月 80人）
- 保健師・看護師等研修会（保健指導コース・大阪）・・・・・・・・・・・・（12月 80人）
- 生理機能検査研修会・・・・・・・・・・・・（1月 80人）
- 選別聴力検査研修会（東京・大阪）・・・・・・・・・・・・（9月、2月 160人）
- 純音聴力検査研修会・・・・・・・・・・・・（11月 80人）
- VDT健康診断実務研修会（東京・大阪）・・・・・・・・・・・・（8月、2月 160人）
- 超音波検査技術研修会・・・・・・・・・・・・（11月 50人）
- 健康診断機関職員研修会（東京・大阪）・・・・・・・・・・・・（12月2回 160人）

2 総合精度管理関係

- 検体検査研修会・・・・・・・・・・・・（7月 80人）
- 胸部エックス線検査研修会・・・・・・・・・・・・（2月 70人）

3 メンタルヘルスサービス関係

- 医師メンタルヘルス事後指導研修会（初年度コース）・・・・・・・・・・・・（1月 50人）
- 医師メンタルヘルス事後指導研修会（初年度コース修了者）・・・・・・・・・・・・（1月 80人）
- 保健スタッフメンタルヘルス事後指導研修会（初年度コース）・・・・・・・・・・・・（1月 50人）
- 保健スタッフメンタルヘルス事後指導研修会（初年度コース修了者）・・・・・・・・・・・・（2月 80人）
- 渉外担当者メンタルヘルス研修会・・・・・・・・・・・・（2月 80人）

4 その他

- 労働衛生サービス機能評価認定施設実務責任者説明会・・・・・・・・・・・・（9月 100人）